

肥後藩の百姓一揆について

養 田 勝 彦

(一) はじめに

肥後における百姓一揆は、天領の天草では頻発しており、それに関する研究も進んでいるが、肥後藩(加藤領・細川領)については、まとまった論考も見られず、ほとんど解明されていない。したがって現在のところ、肥後藩の一揆について最も多くの件数を記載しているのは、全国の一揆を刊本によって網羅的にまとめた青木虹二『百姓一揆総合年表』(以下「青木年表」と略記)である。

これによると、江戸時代の肥後全体の一揆件数は、都市騒擾・村方騒動も含めて九四件、そのうち天領天草が五六件、五箇庄が二件、人吉相良藩が一件となっている。したがって肥後藩の一揆は三五件が収録されている。

ところで、筆者はいくつかの史料を見ているうちに「青木年表」に記されていない一揆を五〇件近く見出すことができたので、本稿

ではそれらを紹介し、その後で肥後藩の一揆のあり方について、多少の検討を加えてみたい。

(二) 肥後藩の一揆年表

次の表は「青木年表」に、筆者の調査によって判明したものを加えて作成した肥後藩の百姓一揆年表である。まず、この年表について簡条書的に説明を加えておきたい。

(1) 全体の体裁は「青木年表」にしたがったが、都市騒擾・村方騒動を別表とせず、一つの年表にまとめた。

(2) 「青木年表」に記載してある事件については、できるだけ原形に近い形で本表に記載した。但し「発生場所」は簡略に記し、「出典」の項目では史料名は省略した。「青木年表」の記載を修正したり、補足したりした場合には※を付したり、∧、∨に入れた

りした。

(3) 年月日の次に※印を付した事件は、『青木年表』にはなく、筆者が追加したものである。

(4) 『青木年表』の事件を全体として修正(削除)したのは次のとおりである。

(A) 「百姓一揆年表」中に延享三年五月七日、益城郡浜町での銀札騒動の記事があるが(一〇一頁)、これは「都市騒擾年表」に同一記事があつて重複と判断されるので削除した。

(B) 「都市騒擾年表」に延享三年五月、熊本町の銀札騒動の記事があるが(三七二頁)、出典史料を検討した結果削除した。

(C) 「都市騒擾年表」の文政三年の項に、八代町での騒動があげられているが(三八九頁)、出典史料を検討して削除した。

(史料に「八代御城附中」とあるのは、熊本から八代城に派遣されていた武士のことであり、その武士たちが起した「騒動」である。)

(D) 「都市騒擾年表」の八年代不明の項に熊本町の銀札騒動が記されているが(四〇九頁)、これは『税法彙略』の記事などから享和二年の事件と判断し、重複するので削除した。(なお「青木年表」ではこれを享和元年としているが、二年の誤りである。)

(5) 「形態」の項について

青木氏は近世の一揆を、百姓一揆・都市騒擾・村方騒動・国訴に四大別して独立の年表とし、さらに百姓一揆を次のように分類・説明している。

「逃散」＝農民が自己の耕作地を放棄して逃亡すること

「愁訴」＝文書による嘆願および手続きをふんだ上級者への訴えであり、合法的な農民の闘争

「越訴」＝訴訟の手つぎのさい順序に従わず、段階をとびこして行なうもの

「強訴」＝実力行使に出ようとして、辯集して押しだしたものの「打ちこわし」＝強訴に破壊をとまなうもの

「不穩」＝愁訴・越訴よりも、農民の取った態度には強いものがしばしば含まれるのであるが、集合程度で解散したものの、など

「蜂起」＝一部局の打毀しよりは拡大したもので、一國・一藩的規模の闘い

その他に「張訴」「箱訴」「野論」「山論」「水論」「漁論」、さらに「逃散未遂」や「強訴未遂」などの分類も説明なしに使用されている。内容から推測すれば「張訴」は張紙によって要求を訴えること、「箱訴」は目安箱に訴えること、「野論」「山論」「水論」「漁論」は、山林原野や水利・漁場などをめぐる争いが一揆の様相をもつたものと考えられる。

以上は「百姓一揆」の形態分類であり、「都市騒擾」についても同様の分類がなされている。本表もこれにならったが、史料の制約から分類が困難なものもあり、推定によつた場合も少なくない。とくに「愁訴」と「越訴」、「愁訴」と「村方騒動」の区別がしにくい場合が多い。

肥後藩の百姓一揆年表 (江戸時代 一六〇〇—一八六八年)

年 月 日	発 生 場 所	原 因 ・ 要 求 ・ そ の 他	形 態	出 典
① 慶長五、 (一六〇〇) 九、二七 } 寛永九、一〇	※ 菅北郡田浦村	関カ原合戦の時肥後に侵入した島津軍に従う。薩摩各地へ。合計二三四人	逃散	城南町史三〇三 熊本藩年表稿四三 永青文庫(註1)
② 慶長一六 (一六一一)	宇土郡	キリスト教徒が、加藤清正の死去を機に布教のため一揆をおこし、宇土郡船井村の実興寺を破壊	愁訴	※ 地方史大年表一四八六 熊本藩年表稿三三
③ 寛永一〇、 (一六三三)	益城郡一四六か村	檢地面積の不公平、高免を訴う。頭取「庄屋」(不成功)	愁訴	肥後藩の政治三九
④ 寛永一、 (一六三四)	益城郡矢部手永 南田村、長田村	村と村の争論、「南田村の五人この日火刑」	村方騒動	城南町史三二三
⑤ 寛永一九、 (一六四二)	※ 宇土郡戸浦村	百姓三〇人逃亡の企	逃散未遂	熊本藩年表稿六一
⑥ 承応一 (一六五二)	※ 菅北郡佐敷本村	庄屋排斥(不成功、一人誅伐、一三人過怠)	愁訴	右同 七三
⑦ 明暦二、 (一六五六)	※ 八代郡上土村	庄屋排斥(閏四月、二名誅伐)	愁訴	熊本藩年表稿七六 永青文庫(註2)
⑧ 明暦四、 (一六五八)	※ 玉名郡小原村	庄屋排斥、二八人連判(成功、この日庄屋を誅伐)	愁訴 ?	永青文庫(註2)
⑨ 右同	※ 宇土郡網田村	物庄屋排斥(この日、四名誅伐)	不穩	右同
⑩ 万治四、 (一六六一)	※ 下益城郡赤見村など	非道之公事を取持(この日、一名誅伐)	村方騒動	右同 城南町史三二三
⑪ 延宝二、 (一六七四)	益城郡矢部手永 原村	地侍の抵抗(地侍殺さる、五三人逮捕、うち一九人牢死、一三人死罪)	不穩	肥後藩の政治四二

24	宝永四、一一、一六 (一七〇七)	阿蘇郡	百姓の穀物改めとり上げ沙汰あるにつき、日向高千穂へ(三〇)四〇人逃亡〔偽りにつき翌日帰村〕	逃散	近世御仕置集成二七九
23	宝永四、一〇、二六 (一七〇七) 十一月	※肥後の町方	銀札騒動	都市騒擾	熊本藩年表稿一三〇 上妻文庫(註6) 郷党歴代拾穂記(註7)
22	宝永二、四(?) (一七〇五)	※八代郡横手村	庄屋排斥、二人連判、分村を願う〔庄屋帰役、一人牢死、五名誅伐〕	愁訴	上妻文庫(註6) 永青文庫(註2)
21	元禄一六、九、一九 (一七〇三)	※菊池郡広瀬古閑村	庄屋排斥	越訴	永青文庫(註2)
20	元禄年間? (元禄七)一六九四以前	※玉名郡尾田村	百姓と庄屋の出入	村方騒動	松井家文書(註5)
19	元禄四、一二 (一六九一)	※菊池郡四町分村	地方出入、二七人引越	村方騒動	花岡氏著書(註4) 六八八
18	貞享一、七、三〇 (一六八四)	※八代郡種山村、下嶽村	庄屋百姓と出入、詳細は不明、〔この日三名誅伐〕	村方騒動	右同
17	天和三、閏五、四 (一六八三)	※下益城郡北古保山村	庄屋排斥〔不成功、頭取の四名、この日誅伐〕	愁訴?	右同
16	天和三、三、二九 (一六八三)	※下益城郡糸田村	庄屋排斥〔成功、この日庄屋誅伐〕	愁訴?	右同
15	天和二、六、二七 (一六八二)	※菊池郡米原村	久右衛門父子の追放を企つ、村中のもの連判〔久右衛門は無実、頭取の四名、この日誅伐〕	愁訴	永青文庫(註2)
14	延宝八、一一 (一六七八)	※玉名郡川崎村	飢饉、熊本京町まで大勢罷出	強訴	右同 一〇五
13	延宝五、二、七 (一六七七)	※玉名郡下千田村	強引な年貢取立、一七名走り者となる	逃散	熊本藩年表稿九九
12	延宝四、 (一六七六)	※八代郡高子原村	庄屋と百姓の出入〔庄屋追放さる〕	村方騒動	松井家文書(註3)

△ 正徳三、 (一七三三)	九、三〇	※豊後国鶴崎関手永木田村	村役人(山ノ口)排斥、九四人連判、「この日一越訴人刎首」	永青文庫(註2)
②5 享保年間 (享保一三〇一七二八以前)	?	肥後(場所不明)	年貢の件	日本経済叢書 三一五一五
②6 享保一五、 (一七三〇)	二	※八代郡上松求麻村	年貢・踏出銀への不満、松井家(八代町)まで大強訴 勢押出す(三人牢死)	松井家文書(註5)
②7 享保一九、 (一七三四)	二二	阿蘇郡高森手永上色見村	竹田領へ逃亡二〇〇人(一四寛)	肥後藩の政治一〇六 而郡古談四一 ※熊本藩年表稿一四八 ※花岡氏著書(註4) 七三四
②8 享保二〇、 (一七三五)	二、七	阿蘇郡菅尾手永柏村	日向高千穂へ一三〇人逃亡(入牢)	逃散 肥後藩の政治一〇六 ※花岡氏著書(註4) 七二四
②9 享保二〇、 (一七三五)	八、二六	益城郡矢部手永八小坂村付近	減免、郡代排斥、頭取(庄屋)	愁訴 肥後藩の政治一〇七
③0 享保二〇、 (一七三五)	一二	※玉名郡下村	年貢・踏出銀への不満、庄屋排斥	張訴 松井家文書(註5)
③1 元文一、 (一七三六)	五、二三	飽田郡熊本町	銀札の使用強制反対(成功、一月一五日停止)	都市騒擾 肥後藩の政治九一 物語藩史八(四六九 ※城南町史三五)
③2 元文一、 (一七三六)	五、二四	※阿蘇郡菅尾手永玉目村 柏村	菅尾手永手代、玉目村庄屋など逮捕さる。詳細不明	不穩 肥後藩の政治一〇七 熊本県史総論篇五五一 山田宇吉「佐賀関史」 五一六
△ 元文三、 (一七三八)	一	豊後国海部郡佐賀関	米騰、飢民騒ぐ	
③3 元文五、 (一七四〇)	二、一五	益城郡今村など三〇か村	手代排斥、頭取(庄屋)(成功)	愁訴 肥後藩の政治一〇八
③4 寛保三、 (一七四三)	八、二〇	益城郡浜町外	新郡代排斥	入強訴 右同 一〇八

35	延享二、 (一七四五)	冬	※八代郡高子原村、松崎村	年貢減免、頭取に庄屋、「庄屋兩名追放さる」	愁訴	松井家文書(註3)
36	延享三、 (一七四六)	五、六	益城郡浜町	銀札騒動(札通用六月一九日終る)	都市騒擾	肥後藩の政治九一 物語藩史八一四七〇 ※郷党歴代拾穂記(註7)
37	延享三、 } 延享四年三月	冬	※芦北郡上久多良木村	庄屋排斥(成功)	不穩	松井家文書(註5)
38	右と同じころ		※芦北郡下久多良木村	詳細不明	不穩	右同
39	延享四、 (一七四七)	二月-五月	※芦北郡湯浦・津奈木・水俣・久木野四手永村々	郡代排斥 佐敷まで七千八百人押出す(成功)	強訴	松井家文書(註8) 肥後経済録(註9) 鳥井家文書(註10)
40	寛延二、 (一七四九)	夏-八月	※八代郡高子原村	村役人への不満(「三人手錠」)	愁訴	松井家文書(註5)
41	宝暦二、 (一七五二)	八、三	※八代郡北種山村	庄屋排斥、手永会所まで押出す。「二人追放、四人入牢」	強訴	右同
42	宝暦二、 (一七五二)	二	※芦北郡下久多良木村	庄屋排斥、「不成功、三人追放」	張訴	松井家文書(註3)
43	宝暦六、 (一七五六)	四、二七	※益城郡中嶋手永上名連石村	元文四年以来、村内の紛争、村を二つに分ける。百姓三〇人余熊本に押出す。「この日、一人刎首」	強訴	永青文庫(註2) 郷党歴代拾穂記(註7)
44	明和四、 (一七六七)	九	※合志郡大津手永	東野草馬場の儀に付、大勢熊本に押出す。	強訴	熊本藩年表稿一九一
45	明和四、 (一七六七)	五	※合志郡平川村	庄屋排斥、一四六人が連判(成功)	愁訴	松井家文書(註5)
46	明和六、 (一七六九)	八、六	鮎田郡(外)	専売仕法反対(その他負担軽減、御惣庄屋中連名)	愁訴	大江志乃夫「民権運動 成立期の豪農と農民」 ※佐々木潤之介「日本民 衆の歴史(4)」一八六 ※藩法集七(熊本藩) 五〇五

47	安永六 (一七七七)	七、二四	※玉名郡滑石村	庄屋排斥、詳細不明	張訴	松井家文書(註5)
48	天明二、 (一七八二)	八	飽田郡川尻町	風水害、困窮、店町蕎麦屋打潰	打こわし	肥後川尻町史年表二九
49	天明三、 (一七八三)	一	※八代郡上下求麻村	球磨川連上免除〔成功〕	愁訴	松井家文書(註11)
50	天明三、 (一七八三)	三	※芦北郡田浦・佐敷手永 球磨川筋村々	右同	愁訴	右同
51	天明四、閏一	一	※芦北郡下久多良木村	右同	愁訴	右同
52	天明六、 (一七八六)	四	八代郡北種山村	新庄屋の就任反対〔一人国払〕	愁訴	肥後藩の政治一五二 肥後藩の農民生活 二六四
53	天明六 (一七八六)		飽田郡熊本町	飢饉、米騰	打こわし	肥後藩の政治一四九
54	天明七、 (一七八七)	五、一八	飽田郡熊本町	米騰	打こわし	④⑤⑥ 大日本農民史四八八
55	同	五、一九	同 郡川尻町	同右の波及、騒動、二戸打潰	打こわし	日本凶荒史七四九
56	同	五、二二	宇土郡宇土町	同右の波及、騒動、九戸打潰	打こわし	肥後国年歴 翁草一六、一七四六
57	天明七 (一七八七)	六	※八代郡北種山村	②の再発〔三人国払〕	愁訴	※松井家文書(註8) ※郷党歴代拾穂記(註7)
58	寛政一、 (一七八九)	四、一七	※益城郡矢部手永	物庄屋の転出反対	不穩	肥後藩の政治一五三 肥後藩の農民生活 二六四 郷党歴代拾穂記(註7)

59	寛政八(?) (一七九六)	六、一七	阿蘇郡小国郷北里・下城村	駄賃米(五里向米)免除要求〔成功、一人死罪一人所払〕	越訴	小国郷土史一〇八 阿蘇郡誌四四六 小国郷史三八七
60	寛政八 (一七九六)	六、一七	合志郡大津町	米騰、穀屋破壊、数百人	打こわし	肥後藩の政治二二四 藻塩草(註13)
61	年不詳	※八代郡松求麻の村々	※八代郡松求麻の村々	◎以前の事件、内容不詳	強訴	松井家文書(註5)
62	享和一、 (一八〇一)	五、六	※右同	下松求麻の草履掛に群集	強訴	右同
63	享和二 (一八〇二)		飽田郡熊本町	預の相場が現銭と不適合、現銭引替につき混乱、御銀所預所へ押かく家中町人数百人〔関係役人罷免〕正貨による預の回収を藩で約す	都市騒動	肥後藩の政治一七五 藩政改革の研究三三 本藩年表 ※税法彙略(註14) ※鎌田浩(熊本藩の支配機構)〔肥後細川藩の研究〕
64	享和三、 (一八〇三)	一、八	山鹿郡津袋村	夫銀門懸の件及び身分出入から若者が徒党して村役人宅へ押しかく	村方騒動	米原庄屋日記 (熊本史学一七一四三)
65	享和三 (一八〇三)		飽田郡、外	定免制反対、入惣庄屋連名V〔成功〕	愁訴	大江志乃夫「民権運動成立期の豪農と農民(2)」 ※税法彙略(註13)
66	文化二、 (一八〇五)	三	※八代郡下松求麻村	楮とあくはいの上納減免を要求〔一部成功〕	愁訴	松井家文書(註15)
67	文化三、 (一八〇六)	一	※八代郡上・下松求麻村	球磨川運上減免要求	愁訴	松井家文書(註11)
68	文化五、 (一八〇八)	五	※合志郡大津手永	杉水などの農民、養水の件につき八代まで押出す	強訴	熊本藩年表稿二五九
△	文化八、 (一八一八)	一二	豊後国海部郡馬場・神崎村	岡藩一揆の余波〔鶴崎より派遣の鉄砲組五百余人に鎮圧さる〕	不穏	党民流説(叢談下四〇四)

76	文化一八、二二 (一八二一)	阿蘇郡北坂梨村	岡藩一揆の余波、銭一二〇貫拝借要求〔鎮庄〕 △四〇人入牢、三九名処罰V	不穩	党民流説(叢談下四〇四)
77	文化一八、二二 (一八二一)	阿蘇郡久木野村	岡藩一揆の余波、庄屋に対し野開運上銀延期要求 〔鎮庄〕△四〇名処罰V	不穩	右同
78	文化一九、一一、一二 (一八二二)	豊後国海部郡馬場・神崎村	余波、再発	不穩	右同
79	文化一九(?) (一八二三)	※下益城郡杉島手永	詳細不明	越訴	花岡氏著書(註4) 七〇〇
80	文化二〇 (一八二四)	玉名郡	凶作	不穩	肥後文化史の研究一九八
81	文化二一 (一八二五)	※八代郡松崎村	庄屋排斥、寺院に集合	不穩	松井家文書(註5)
82	文化二四、五 (一八二八)	※八代郡松崎村・高子原村	年貢への不満、両村合同集会の企て	不穩	右同
83	文化一、夏 (一八二八)	※菊池郡河原・深川手永	分水問題で大勢騒動	水論	花岡氏著書(註4) 七五〇
84	文政六、四(?) (一八二三)	※八代郡上・下松求麻村	商業統制に反対、紙楮などの自由売買を要求	強訴未遂	松井家文書(註16)
85	文政六、五 (一八二三)	※右同	右同、再発	愁訴	右同
86	天保二、九、五 (一八三一)	※鍋田郡川尻町	町別当の仕置悪きため、その家屋を破壊	打ちわし	肥後近世史年表一五三
87	天保七、冬 (一八三六)	玉名郡高瀬町	米騰、金持打潰	打ちわし	牛津町史一〇一
88	天保八 (一八三七)	不明	村々百姓共徒党強訴〔この年裁決〕	強訴	御仕置例規集、天保類

<p>⑧ 天保一三(?) (一八四二)</p> <p>※ 館田郡今村</p>	<p>庄屋排斥</p>	<p>愁訴</p>	<p>花岡氏著書 (註4) 八九〇</p>
<p>⑨ 元治一、一一、中旬 (一八六四)</p> <p>△ 慶応一 (一八六五)</p>	<p>館田郡川尻町周辺</p> <p>豊後国海部郡佐賀関町</p> <p>汲取料の値上に反対、若宮社へ寄合、町への買物又は出作の品持出停止を申合せ「叱責さる」</p> <p>物価騰貴、貧民騒動</p>	<p>不穩</p>	<p>肥後川尻町史三九三</p> <p>佐賀関町史五一九</p>
<p>◎ 明治二、八 (一八六九)</p>	<p>矢部、大津、馬見原、宮地</p> <p>百姓一揆</p>	<p>百姓一揆</p>	<p>八 宮崎県百姓一揆史料六</p>

△印は豊後国内の細川領での事件 ◎印は明治三年までの事件

(註1) 「芦北郡之内出浦村百姓治部少乱之時薩州江取越候人数帳」(熊本大学附属図書館に寄託の「永膏文庫」のうち)

(註2) 「誅伐帳」(右同「永膏文庫」のうち)

(註3) 「追放非人組 全」(熊本大学附属図書館蔵、松井家文書)

(註4) 花岡興輝「近世大名の領国支配の構造」

(註5) 「先例略記 御知行方懲悪之部」(熊本大学附属図書館蔵、松井家文書)

(註6) 「年代日記」(熊本県立図書館蔵「上妻文庫」のうち)

(註7) 上益城郡矢部町男成神社蔵(松本寿三郎氏の御好意により同氏の筆写原稿を利用して戴いた)

(註8) 「先例略記 市在之者徒党」(熊本大学附属図書館蔵、松井家文書)

(註9) 大村庄助「肥後経済録」(熊本県立図書館蔵、写本)

(註10) 「万覚帳」(芦北郡津奈木町 鳥居保氏蔵)

(註11) 「覚」(熊本大学附属図書館蔵、松井家文書一〇六八)

(註12) 「求麻川筋連上一件記録書抜」(右同、松井家文書)

(註13) 「藻塩草」巻五二(熊本県立図書館蔵)

(註14) 「税法彙略」三(熊本県立図書館蔵「上妻文庫」のうち)

(註15) 「先例略記 御知行所之部」(熊本大学附属図書館蔵、松井家文書四六四)

(註16) 「先例略記 雑」(右同、松井家文書四五四)

なお、⑩の仏原村の事件については、(註2)の「誅伐帳」など多くの史料に記されている。(たとえば熊本県立図書館蔵「上妻文庫」一〇三三など)

(三) 一揆の様相

つぎに表中の一揆のうち、ある程度くわしいことがわかるもの、または説明が必要と思われる事件について、その概要を記しておきたい。ただし、既刊書に紹介されたものや史料の刊行されているものについては、紙数の関係で原則として省略した。(引用はとくに断らない限り、表中の「出典」の史料による)

①の事件について

これは関が原の役をきつかけに、青北郡田浦村の百姓二三四四人(男八九人、女一〇三人、下人一六人、下女二六人)が、牛馬四二疋とともに薩摩に逃散した事件である。その時期は

(1) 慶長五年九月二十七日 一〇五人

(2) 同年一〇月六日 一一五人

と二回で多数が出ており、ついで(3)慶長一〇年に三人(4)同一二年に三人(5)同一三年に二人(6)同一八年に五人(7)寛永九年一〇月に一人となつている。行先は出水(高尾野・野田など)が圧倒的に多いが、大口・川内・阿久根・串木野・加治木・鹿耳島・菱刈・大隅などもある。

慶長五年に二二〇人が出ているが、これは肥後に侵入した島津軍が徵発した農民を、撤退のとき、そのまま牛馬とともに連れ去つたものとも考えられるので、通常の「逃散」とはちがった意味あいをもち事件とも言えようが、このころは全国的に逃散の多発した時期でもあり、戦乱とは関係ない慶長一〇年以後にも五回、一四人が薩摩に去つているので、一応逃散として扱つておきたい。

②の事件について

これまで最初の「銀札騒動」は、第二回目発行のとき起つた③の事件とされてきたが、第一回発行時にすでに起つていたことがわつたので、次に関係史料を紹介しておきたい。

(A)「同年(宝永四年)十月廿六日早天ヨリ銀札捨ルと申出一国騒動ス、夫々十一月上旬比迄札一匁ニ付式分程之取遣候而米尙債百三拾目ホト売買ス、一切之売物右之通質物ヲ請カヘス」(「年代日記」)

(B)「同年(宝永四年)丁亥十一月銀札騒動、元禄癸未年ヨリ銀札出テ宝永四年マテ五年ニテ相止ム、銀札百目ニ米一俵イタセシナリ」(「郷党歴代拾穂記」)

(C)「今度札遣之儀ニ付町方殊之外騒動いたし候間、小路廻り共無油断随分廻り候而、烏乱之縁之もの随分押候様ニ急度可被申渡候」
「町方質屋へ大勢質物請取候もの集り、其外何角と商売物有之所へ集り申由ニ候」(「永齋文庫」のうち「奉行所日帳抄出」宝永四年十月廿九日)「御町中質屋ニ一昨日迄ハ殊外込相人寄ニ而候処、昨日者込相も余ほと止、今朝者差而人寄も無之由、次第ニ辨ニ相成可申と被存候」(同前、十一月一日)

「町方之者共、此節諸色を賣込殊外騒動ニ相聞候、右之通むさと賣込不申様ニ可有之申付候、商売物等も平生之通相心得、薪杯不置不申、銀札致通用候様ニ急度別当共へ可有御申渡候(中略)其内ハ騒不申様ニ早々可有御沙汰候」(同前十一月四日)

「御町質屋共ニ而夏之衣類を返請返候故、人込多質屋及難儀申由ニ候、依之夏之衣類ハ至来春請返候様質屋へ申渡有之候様ニ、

御町奉行來(令沙汰候) (同前、十一月四日) 「錢遣之事、卷奴ニ付八拾文ニテ候処、当時取遣不自由ニテ末々及難儀候間、卷奴ニ付七拾文ニ取遣仕候様ニ被仰付被下候様ニト、当御町惣月行司齋付表指出候 御町中無不同卷奴ニ付而七拾文宛ニ取遣仕候様ニ可有御沙汰候」 (同前、十二月十日)

この第一次銀札は「肥後藩の政治」では「宝永六年(一七〇九)まで続いた」とあるが、(B)の史料には宝永四年で停止とあり、この十二月十日の記事はそのうらづけになるものではないかと思われる。

㊦の事件について

「青木年表」は「肥後藩の政治」にしたがって五月七日としているが、「郷党歴代拾穂記」は次に見るように六日としているので、本表ではそれに従って五月六日とした。

「二月十九日ヨリ同廿四日迄銀札札座ニテ引替、一色銀札遣仰付テ、同三月中旬ヨリ札二割下ケ、夫レヨリ段々引下ケ、四月末ニ至リ四五割下ケ、五月六日ヨリ騒動、同十五日昼時分ニ先札ニ買物ナド相渡間敷ト御触マハル」

㊧の事件について

これはすでに旧稿に記したとおり、肥後藩史上最大規模の一揆である。もし七千〜八千という数字が正しければ、芦北郡総人数の三〜四人に一人という動員数となる。しかもこの一揆には佐敷・田浦手永は参加していないから、参加率はさらに高いものとなる。さらに㊦㊧の事件も同時期に同郡北部(田浦手永)で起っているので、小藩なら一番規模の「蜂起」とも言えよう。ここでは重複はさけて、

旧稿に洩れている鳥居家文書の「万覚帳」の關係部分を紹介してきた。

延享四年春、芦北郡百性共訴訟を企、致徒党大勢權シ佐敷へ罷出、御番代統弾右衛門殿ニ書付相達、騒動不穏事ニ付、御奉行所御案文ニ隨州小川内御番人立取遣之紙面

一筆啓上候、各様御堅固可被成御勤珍重ニ存候、然当領芦北郡内之百性共、此間対役人相願申筋有之候、取捌事済申候、右之通之儀ニ付、御国隣故仰山ニ被有御聞及たる儀も可御座哉、兼々御心安御取遣をも致候儀ニ候間、御内々為御知如是ニ御座候、恐惶謹言

久木野 七右衛門

三月

丸田 利兵衛 殿

丸田 小左衛門 殿

猶々右之通ニテ御座候得共、又々願出様子ニハ万一其御領内などへ、右百性共之内罷越候儀も有之候ハ、不被差置宜敷御取計、早速帰任仕候様ニ被仰付可被下候、御内々御願申置事ニ御座候、以上

なお同史料では、同年七月に久木野手永惣庄屋久木野七右衛門から、芦北郡奉行(のちの郡代)の大村源内あてに「私手永之儀惣領方ニ相成申候」と、この一揆が完全に鎮静したとの報告書が出されている。

㊨の事件について

矢部手永の名連石村(事件当時は中嶋手永に属す)の庄屋源次郎

が、元文三年秋に上納米の件で不正をはたらき、翌年それが村人に知れて紛争がおこり、その紛争がもとで、村が上村（のちの上名連石村）と下村（のちの名連石村）の二つに分けられた。その後、村境の土地とその年貢負担をめぐって二村の紛争が続き、「下村御百執共三拾人余御府中ニ罷出滞居申候」という状態になった。そこで藩は、庄屋源次郎と百姓たちを対決させた結果、すべて源次郎の不適切な処置から事件がおこったとして、源次郎を刎首の刑に処した。なお処刑の年を「誅伐帳」では宝曆六年、「郷党歴代拾穂記」では宝曆五年としているが、「誅伐帳」にしたがって六年とした。（日付は同じである。）

㉔と㉕の事件について

㉔の事件で出された要求は『膏木年表』にある「専売仕反対」だけではない。要求は一五一項目あり、内容はあらゆる面にわたっているといつてよく、「佐敷御番代御用宅内外戸覆并つるへ之事」などのように、ある地域特有の、また微細なものも含まれている。しかし要求の内容はすべて農民の負担軽減に関するものであり、その点から見れば「百姓一揆」と考えてよい。つぎに㉕の事件の要求は、『膏木年表』にあるように定免制反対である。この要求によつて、二歩米は一步半米に、上米三万石は二万石にひき下げられている。また、その要求にあたって「強而被行候ハ、右ニ申上候通、必定及儀候者多、心得違之者も出来可仕哉、左候得々其節ニ至取静難成、却御難題筋を引起」（『税法彙略』）と、藩に対する脅迫めいた言辞も記されている。このように、二つの事件の要求内容は農民の立場にたったものであるが、これを「百姓一揆」とするのに疑

間を感じるのには、要求者たちが惣庄屋という存在だからである。

肥後藩の惣庄屋は、二〇―三〇カ村をたばねる「手永」の長で、もとは「その地域の土豪の系譜をもつ有力者で、村庄屋以下とは身分的にも違った階層として扱われた」ものであり、中には「藩はこれら惣庄屋を完全に地方行政の末端機構の中にくり込み、彼等に純官儀の性格を有たせるようになったため、朋黨な所替によつて、惣庄屋は地域との繋りを失う」にいたつたと言われる。このように惣庄屋は、藩の末端官儀的存在であり、庄屋のように農民の中から選ばれるわけではない。

この要求を出すにあたって、惣庄屋たちが農民の要求をくみ上げるための特別な行動をとつたとか、惣庄屋の集会をひらくように農民側からつき上げられたという事実を示す史料も見られない。もちろん農民の要求は、朋黨に伝えられていたと考えられるが、それが惣庄屋たちを一致して藩に要求を出させるまでの力があつたかどうかは、他の一揆の発生状況から考えると疑わしい。したがって大江志乃夫氏のごとく、この惣庄屋連名による要求を、肥後藩の農民の「統一戦線」の成立と評価するには疑問が感じられるのである。それは例えば、㉔の事件の主要な要求の一つである権実採集法に関する項目について、「この願い書は、惣庄屋、つまり村のなかでは地主であるような上層の有力農民が、その立場で書いたものであること、したがって、専売制に反対しているのではなく、専売制のなかで自分らが権実の売買をにぎろうとしているものであることがわかる。」と指摘されるような性格があることも関連している。

このようにある程度の疑問は残るが、二つの事件に見られる要求

の内容は農民側にたったものであること、またそれがどの程度のものであったかは別として、その背後に農民の要求が強く働いていたことなどから、いちおう一揆として扱っておくが、今後の検討が必要であろう。

④⑤⑥⑦の事件について

江戸時代の球磨川は、八代一人吉を結ぶ最も重要な通路として大いに舟運が発達したが、「他国他領を受候所柄ニ付、自他之船入交運漕仕」という河川として、通行の川船すべてから運上をとりたてていた。ところが、これらの事件に関係する村々にとっては、「高田手永両松求麻村之儀者、山奥遠入込、一向牛馬之通路無之、求麻川通船之便を以立居候所柄」と記されるように、球磨川舟運は圧倒的な重要性をもっていた。しかも後述するように(④⑦の事件の項を参照)、この舟運によって八代町に産物を出さなければ、村の経済はなりたたなかった。

したがって、この地区の人々にとって、川船にかけられる運上が平素から大きな負担であったが、天明の大飢饉に際して「御百姓取続申候手段如何跡ニ難成、当時ニ至申候而者及急飢申者多ク御座候」という状態におかれたため、一年間の運上免除を願ひ出したのである。これに対して藩が「求麻御領其外他御領ニ積出候品」を除いて、つまり領内限りの輸送品について、運上免除を認めたのが、④の事件である。

これを知った対岸の村民が、同じ免除を要求して成功したのが⑤の事件で、免除されたのは佐敷手内の漆河内・告・鎌瀬・長沢・平沢津・才木の六か村、田浦手永の白石・籠瀬・上藤・海路・高田辺

瀬戸石・鎌瀬・与奈久・破木の九か村、計一五か村であった。続いて、同じ田浦手永の田之宇楚・上良木(「上良石」の誤記か)・上鶴喰・下鶴喰の四か村が同じ要求を出したが、これらは球磨川に直接してはいない村々であったためか、不許可となった(⑥の事件)。

この運上の免除は、はじめ一年限りとされているが、凶作・飢饉がうち続く情勢のもとで、結局文化二(一八〇五)年まで二〇年以上も続けられた。そして、文化三年には運上が復活されることになったが、この時も農民たちの強い要求のためか、以前は十分の一だった竹木の運上が一五分の一、以前は「川口御番所御定式」によっていた他の品々の運上は、「押立候品」は以前の半高の運上、「脚之品」は無運上とされた。⑦の事件は、さらにその運上の減額を要求したものであるが、それはほとんど受け入れられなかった。

⑧の事件について

「郷党歴代拾穂記」には次のように記されている。

(寛政元年)四月十六日、御惣庄屋所替ノ聞ヘアリ、餘物庄屋布田桂右衛門御惣庄屋所替矢部ニ仰付ラレ、間部忠次殿餘ニ仰付ラル由内意ノ飛脚会所ニ来ル(中略)同十七日、所替ノ事相知レハ七十八ヶ村ノ庄屋其外小頭・山ノロ・在御家人聞付々々、直ニ今昼ヨリ晩夜通シニ我モト熊本ニ出、是間部忠次矢部ヲ離レ餘ニ行ケルヲ惜テナリ、然同十八日・十九日、各所替御改ノ願書ヲ調、御郡代高瀬文平宅ニ皆々至ル、大勢行ケル故、コハ何事ノ出来シナラント知ラヌ者ハ云ケル、(中略)先当分総入替之名前途ニテ、入替ニ及ハス相勤ヘキ由仰付ラルニ

ヨリ、廿一日各熊本ヨリカヘル、上下ニハ三百人計モ行ツラン
扱も大騒動ナリ

間部家は、すぐれた人物を出した家柄のようで、この忠次の養子
忠石衛門も「鯨・田迎・沼山津郷総庄屋にして、里民の爲めに利を
興し害を除き、其功績多し。治下の民之を祀る者あり。後藩の勳定
頭となる。」と記されている。間部忠次の鯨手永への転動をおしん
で、彼の治下の矢部手永の人びと約三〇〇人が熊本郡代宅におし
かけて「大騒動」になつたので、当座のしのごとして間部の赴任が
延期されたが、結局一〇月二五日には決定どおり彼は鯨手永惣庄屋
に転出してゐる。

㊦の事件について

これは「義民七兵衛」の事件である。肥後藩で「義民」(＝百姓
一揆の指導者)として語り伝えられてきたのは、この七兵衛ただ一
人である。五里向米とは加藤肥州公領国の砌は、年貢米は内牧
蔵所に納めつゝありしに、細川公の治に及び大津蔵所に納むること
となり、曾って五里なりしもの十一里に延び、更に六里の里程は納
むるものゝ負担を重くなりたれば、此六里に係る駄買米を、公の自
担とする制に改められんことをふこと⁽¹⁶⁾であり、西里村中野の七兵
衛が越訴した結果、「小国だけでなく阿蘇郡中全部米一駄(二俵)
について米六升四合拝領することになり、その分だけ上納米から差
し引くことになつた。これは明治二年まで続けられ、七兵衛のおか
げで阿蘇中が大きな恩恵を受けた」といふ。

「小国郷史」は、その時期について「義民七兵衛の処刑の年代
は、宝曆以後安永の間であらうと思ふ」としており、「青木年表」

もそれによつてゐるが、「玉峯寺の過去帳には寛政八年七月二十九
日とあり」とされてゐるので、通説の寛政八年ころとしておきた
い。

㊧の事件について

花岡氏著書では文政二年閏四月の項に「去夏、非常之早魃ニ付、
村々水論差発、分水之儀ニ付(中略)数百人之小前ノを会所許⁽²⁰⁾
呼出候所より、上在村々疑を生、大勢之もの共及騒動候様成行」と
あり、文政元年のことと判断されるが、「肥後近世史年表」には、
文化一四年八月の項に「是月、上旬菊池郡深川・河原両手永に水論
起り、御郡代出張せしも効なく、遂に御穿鑿頭以下目付・横目等三
十余人九月一五日より出張、一〇月一四日に至り落着す、吟味を受
くるもの千三百人に及ぶ」とある。たぶん同一事件と思われるが、
再発ということも考えられないので、今後の検討にまちた
い。

㊨の事件について

藩が商業統制のため、八代の楮問屋に楮以外の商品の取扱いを禁
じたため、上・下松求麻村の人びとが、楮と同時に舟で八代に売り
に行く品々を、得意先の楮問屋商人に買い入れてもらえなくなり、
他の商人たちに安く買いたたかれることになつた。そこで、もと通
りの自由売買を認めてもらうために、両村の人びとが行動をおこし
「日数三日程坂本川原⁽²¹⁾大勢打寄……八代御城・高田御会所⁽²²⁾並
出候直ニ奉願上度」と強訴の相談をしたが、その時は庄屋をはじ
めとする村役人たちの説得で一応解散した。続いて五月はじめには
「下松求麻村之内古田川原⁽²³⁾、両松求麻⁽²⁴⁾下り船留之番人四人宛差

出」、つまり八代への出荷阻止を強行したが、これも五月四日には
 脱得されてひきあげている。

もともこの両村は、「田方と申候^サ機計、惣^サ山畑勝」で、
 その収穫だけでは「半年之糧物^ヲ無御座」という状態であり、また
 「私共村方^サ所柄産物を以、従前々御年貢銀上納、并農具代其外年
 中之諸用ニ仕来候」と記されているように、年貢銀上納のためにも
 生活の必要上からも「所柄産物之茶・楮・萬・こんにやく芋・菜種
 子・蕪等」を八代町に出荷しなければならなかった。両村の人びと
 が強訴や出荷阻止まで企てたのは、藩の商業統制が、彼らの死命を
 制するほどの大きな問題だったからである。

(四) 一揆についての考察

つぎに、別表に記した八二件の一揆について、青木虹二「百姓一
 揆の年次の研究」にならって、年代別、地域別、原因別、形態別に
 考察を加えてみたい。

〔年代別にみた一揆〕次の表は二〇〇年ごとの一揆の発生状況を示す
 ものである。これによると、肥後藩の一揆は一七世紀後半（明暦・
 延宝頃）から増加はじめて、一八世紀中ごろ（享保・延享頃）に
 は第一のピーク期を迎えるが、その後一時的に減少し（宝暦・明
 和頃）、一八世紀末から一九世紀初期（天明・文化頃）に最大の発
 生件数を示し、以後はごく少数しか発生していない。本藩の政治史
 ・経済史などがまだ十分解明されていないため、それらと関連づけ
 て考えることはかなり困難であるが、以下時期的な発生状況につい
 て、少しく検討してみたい。

年代別にみた一揆件数

西 暦	発生した一揆（別表の番号）	件 数
1600～1620	① ②	2
1621～1640	③ ④	2
1641～1660	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	5
1661～1680	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭	5
1681～1700	⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳	6
1701～1720	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖	6
1721～1740	㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝	7
1741～1760	㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻	10
1761～1780	㊼ ㊽ ㊾ ㊿	4
1781～1800	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳	14
1801～1820	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	14
1821～1840	㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴	5
1841～1860	㊵ ㊶	2

まず、一案件数が増加しはじめる明暦―延宝の時期の肥後藩はどうかであったか。「島原一揆鎮圧に出兵してうけた人的・物的大損害にひきつづき、長崎番船・天草在番という新たな軍役負担に加えて寛永一八年の大凶作と正保四（一六四七）年のポルトガル船来航の際の長崎出兵という、いわば挟撃をうけて、たちまち藩財政は破綻し、正保から延宝にいたる改革を余儀なくされた。すなわち、五分の一借知、給人の年貢直接収納権の収公、「諸事勘定奉行」新設を中心とする職制大改革等、地方知行の形骸化と財政制度の整備を進めたのである。」⁽²⁸⁾と言われるように、最初の財政危機を迎える中で、藩体制を確立する努力がなされた時期であった。このような財政危機に際して、農民に対する収奪が強化されたことが、一案件数が増加の傾向を示すようになった理由であろう。

はじめのピークを示すのは享保―延享頃である。このうち享保期は、いわゆる「享保の大飢饉」がおこり、肥後藩でも享保一七年には餓死者が六二五人、同一八年には「去年より西国筋大飢饉、本藩でも野の草まで食す」、同一九年には大洪水の被害三六万石余」と打続く災害の上に、「かかる非常事態に処する能力と誠意を、藩主とその側近が欠き、（中略）湯水の如く浪費」したため、そのしわよせが民衆に集中的にかかってきたのが、一揆多発の背景である。つぎに延享期は延享三・四年に集中している。この時期に多発した理由は、すでに別稿に記したが、郡行から惣庄屋・庄屋・小頭⁽²⁹⁾にいたる諸役人が私利私欲をはかって民衆に苛斂誅求を加えたこと、また準備金なしの銀札が発行されて経済が混乱したことなどがあげられる。ために民衆は「皆々御百姓を仕り兼ね候ひて、家をう

り……寒公に出で……或は乞食に出で」「ここかしこに倒れ臥して、餓死仕り候者日々多御座候」という状態においつめられた。そのような状況を反映して一揆が多発したのであるが、その一揆がやはり別稿に記したごとく、互に関連しあって発生していることが注目される。

最大の発生件数を示すのは天明―文化頃である。天明期は全国的に凶作・飢饉が続いた時期で、肥後藩では安永六・七・八年、天明二・三年と凶作が続き、天明六年には大風で損毛高三四万八六七〇石余という状態になった。このような「天明の大飢饉」の時期にあたるため、肥後藩でも一揆が多発している。この時期の特徴は都市騒擾の多発である。これは全国的な特徴であるが、肥後藩でも一三件の都市騒擾のうち半数の六件が一七八一―一八〇〇年の二〇年間に集中している。つぎに享和―文化年間には一三件が発生し、肥後藩一揆の最昂揚期となっている。この期の藩政史上最大の特徴は請免制（＝定免制）の実施である。これについては⑤の事件について一応ふれたように、実質的な増税であったために農民の不满が高まり、すぐに一部が修正されたが、文化年間を通じて二〇万石前後の損毛高が毎年記録される状況の中で、農民に大きな犠牲をしいるものであった。これについて「官職制度考」の著者稻塚文兵衛は、請免制の実施にともなつて、村役人の廉直を糺す役でもある「内檢」役が廃止された結果、「逐年民の膏腴は^{アラ}恣吏の為に征せられ、村里の荒亡国家の憂となる。まさに大息すべし」としている。請免制そのものに反対する事件は⑥一件だけであるが、享和―文化期に一揆が多発した背景には、稻塚文兵衛が指摘するような事態が考えられ

る。また、文化年間の一揆の特徴の一つは、隣藩の一揆の影響で発生したものである(㉞㉟など)。これは文化八年一月に豊後岡藩の専売制実施に反対する強訴が、周辺の臼杵藩・延岡藩・佐伯藩・天領・中津藩など、広い地域に波及したものの一部である。この事件は藩庁に大きな衝撃を与えたようで、藩内の全物庄屋に一揆の防止方を命じている。

最後に、一七六一—一七八〇年頃(明和—安永期)は、その前後にくらべると発生件数が非常に少ない。この時期は細川重賢のいわゆる「宝曆の改革」の時期にあたっており、そのことと関係するものと思われるが、大きな災害がほとんどなかったこともその原因と思われる。また、全国的にみれば天保期と幕末慶応期に一揆の最多発生期を迎え、いわゆる「世直し一揆」と称される一揆が多発しているが、肥後藩の場合はほんの数件しかみられないのは、年代別に見た場合の最も大きな特徴であろう。その理由はよくわからないが、大江志乃夫氏は「近年諸国一統各別の凶作之内、御国は可也作並打統、大坂御直政上り、古今に類なき御幸福にて、文政十一年より十一年之見無凡五十六万両余」といふ、大坂米仙の高騰により藩財政が救われたからとしている。なお、このことと関連して、明治一〇年に熊本県におこった大規模な農民騒擾を「世直し一揆の遅れて出た形態」とする評仙もなされていることもつけ加えておきたい。

〔地域別にみた一揆〕一揆の地域的な発生状況には、あまりはつきりとした特徴はみられないようである。それでも

(1) 八代町の周辺地域で二四件

(2) 矢部町を中心に上益城郡—阿蘇郡の山間地域で一七件
(3) 熊本町・川尻町・宇土町とその周辺部で一四件

以上の三つの地域で多発していることが指摘できる。

まず(1)の八代町周辺であるが、ここは肥後藩の世襲三家老の筆頭、松井家の知行地である。ここでは①現坂本村にあたる上・下松求麻村と上・下久良木村の四か村で一三件②現八代市の松高地区③江戸時代の松崎村と高子原村の両村と④現東陽村の種山地区の三つの地区に集中している。このうち④の現坂本村の地区は、既述のとおり山間部の村で、わずかの山畑と山地の特産物、それに球磨川の舟運に従事することなどで生計をたてており、「無高者」も多い所であった。したがって他所への移住者も多く、新地が築造されると集団で移住する場合もあった。⑤の松崎村・高子原村はそのようにして形成された新田村で、その地先に文化二三年に高島新地が築造されるまで、しばしば災害をうけた不安定な村であった。⑥の種山地区も、(2)の上益城郡—阿蘇郡の地域も、⑦の現坂本村と同様な山間部であり、平坦に比べて生産力が低い地域である。

このように見てくると、肥後藩の一揆多発地域は、(3)の熊本町その他の都市騒擾発生地を除くと、山間部またはそれに準ずる低生産地域であると言ふことができよう。これは生産力が低い場合、少しの打撃で一揆にたちあがらざるを得ないほどに追いつめられやすいということが最大の原因であろうが、そのほかに、平地部の村落にくらべて外部との交渉が少たく、権力の目もとどきにくいこと、他領と接しているために刺激をうけやすいこと(とくに阿蘇・矢部などの場合)などが考えられる。

ところで、ここで一つ考えておかなければならないことがある。

史料の制約の問題である。前記(1)(2)を多発地域としたのであるが、(1)は松井家の知行地であるために、熊本大学所蔵の松井家文書によって、多数検出できたものであり、(2)の地域についても、「肥後藩の政治」に藤岡光一氏所蔵文書など、同地域の史料をよく収めていることや、「郷党歴代拾穂記」などのすぐれた年代記が残されているために、多数の一揆が検出されたものであり、今後解明がすすめば、他にも「多発地域」が設定できるかも知れないのである。

〔原因別にみた一揆〕一揆の原因・要求は史料が簡単すぎるなどの事情で、明確でない場合も多い。ある程度はつきりしているものについて分類してみると

(1) 庄屋・惣庄屋・郡代などの役人排斥またはそれに類するもの
二十九件

(2) 年貢関係の諸要求一三件

(3) 銀札騒動・川舟運上など商業・流通関係の要求一四件

(4) 凶作・米騰・飢饉などによるもの九件

などが主なものである。このうち(1)と(2)は、全国的に見ても、一揆の要求のうち最も典型的なものであり、全時代にわたって平均的に見られるもので、肥後藩の場合も同様である。これに対して(3)の一揆が、銀札騒動の三件を除くと、一七八〇年代(明和)以後に限られていることは、肥後藩における商品貨幣経済の進展度と関連しているものと考えられる。最後に(4)は天明の大飢饉の時期に集中している。

〔形態別にみた一揆〕これについても、史料の制約で分類に困難を

感じるものも多い。とくに、前述のごとく「越訴」と「愁訴」との区別が不明確なものが多いが、一応「青木年表」にしたがって分類してみると、八二件のうち「強訴」および強訴未遂が一二件、「打ちこわし」八件、「逃散」および逃散未遂六件、「越訴」三件などとなっており、その他のものと合わせて考えると、比較的弱い行動形態の一揆が大部分をしめているといえる。これらのうち「強訴」や「打ちこわし」など比較的強い行動形態のものは、全体の四分の一の件数であるが、後半期に多発しており、やはり時代がさがるにつれて激化していることが指摘できる。なお「逃散」は全国的な傾向と合致して前期に多発しており、享保年間までに限られている。

(五) むすびにかえて

深谷克己氏は「一揆における訴願は、訴願一般ではない。(中略)訴の本来の順序を乱して、惣百姓が徒党して直接に領主権力に対して違法な訴願を強いておこなうこと」として、「直接に」おこなう「違法な訴願」が百姓一揆であるとして、合法的な訴願である「愁訴」は除外している。これに対して、庄司吉之助氏は「農民が幕府および領主の諸政策に反対し、その是正を訴え、さらに撤廃を要求し、一村もしくは幕藩領内一帯で立上がり、幕藩権力に対抗し、抗争」を百姓一揆とし、「さらに領内の村役人層の不正に抗議し、罷免を要求して、村政を改革する運動や村内の豪家の不当、抑圧に反対して一揆し、打ちこわしに出る暴動も百姓一揆の範囲に含まれる」と、青木虹二氏と同じように「愁訴」も百姓一揆として

いる。このように、百姓一揆の理解そのものについても問題点があ

るが、本稿ではいちおう青木氏等の説によつて、一揆全体を一括した年表を作成し、「青木年表」の三五件に四七件の一揆を追加することができた。

肥後藩の一揆は、内容的にみると「愁訴」「不穩」などが大多数であり、規模的にも一〇〇〇人を越える大規模なものは、いまの所^⑨が確認されているにすぎない。しかし発生件数から見れば、八二件と全国でも多発地に位置づけられよう。また、藩内で最も多い件数を示す八代郡上・下松求麻郡の農民闘争は七件に達しているが、この地の一揆は、八代まで大勢押し出し^⑩の事件)、草履搦に群集し^⑪の事件)、坂本川原に大勢打寄せたり、古田川原で船留の実力行使に出たり^⑫の事件)している。さらに明治一〇年には県下各地で発生した農民騒擾のさきがけの事件を、一六〇〇名の多数(一戸平均一名の参加率)でおこしており、権力と主体的に闘いぬく農民の力の持続性を示しているといえよう。

最後に、今後の肥後藩の一揆研究に関連して一言述べておきたい。今まで肥後藩の一揆があまり注目されなかったのは、大規模な一揆がほとんどなく、「義民」伝説も七兵衛の場合のみしか伝えられないという状況の中で、小規模な一揆や簡単な史料が見のがされてきたことも一つの原因と考えられる。本稿で扱った一揆についてみても、ある程度くわしいことがわかるのは、^⑬の「仏原騒動」や^⑭^⑮の「一連の「打ちこわし」についてなどくわすかであり、他の大部分の事件についてはほとんど断片的な史料しか見られない。たとえば、最大規模の一揆である^⑯の事件についてすら、管見の限りでは藩庁の記録(「永青文庫」の史料)には見られない(「松井家文書」

には簡単な記録がある)。また一揆の首謀者は多く処刑されたと言われるが、死刑者に関する記録である「誅伐帳」(別表の註2)には、初期の一揆は断片的に記されているものの、それも^⑰の宝永年間の事件までである。このように一揆に関する史料は、あるいは意図的に記されなくなったのではないかと考えられるほど少ない。しかし、今まで見逃がされてきた史料でも注意深く検討すれば、まだいくつかの一揆が検出されるだろうし、一つ一つの事件もより明らかになっていくのではないかと思われる。今後とも肥後藩の一揆の解明に少くも努力していきたいので、大方の御教示・御叱正をお願いする次第である。

註(一) なお、熊本藩政史研究会編「熊本藩年表稿」にも「郷党歴代拾遺記」を史料として「熊本にて銀札騒動起る」としているが(一五六頁)、これも同史料を検討した結果、矢部で起った事件を記したものと判断した。

(2) 生田宏「肥後近世史年表」一四一頁参照。

(3) 青木虹二「百姓一揆の年次的研究」三三―三五頁、同

「百姓一揆総合年表」六八一頁など。

(4) なお島津軍は撤退時に多くの百姓を連行しようとしたようである。矢野盛経「新編羣北沿革史」には津奈木で「慶長五年十二月六日、又薩摩より取懸、男女連れ越申候」とあり(八二頁)、花岡興輝「近世大名の領国支配の構造」には水俣でも「薩摩衆取懸、ひし／＼と家を取巻、薩摩へ召連可參候由申付」とある(九二二頁)。

(5) 熊本県史料集成第一集「肥後藩の政治」八九頁

- (6) 拙稿「延享四年の芦北郡の百姓一揆について」(『年報熊本近世史』昭和四九年度)
- (7) 芦北郡の高・人数は「官職制度考」(文化八年の著)によれば一九二九八石余、二八九三八人である(『肥後文獻叢書』第一卷、一三〇頁)。なお、明治一〇年の有名な「阿蘇一揆」では参加人数八八八六人で、当時の阿蘇郡の戸数の六四%である。(水野公寿「阿蘇一揆覚え書」『暗河』第一二号)
- (8) 森田誠一「熊本の歴史」二二〇頁
- (9) 森下功「肥後藩手永・惣庄屋一覽」一二頁
- (10) 佐々木潤之介編「日本民衆の歴史」(4)「百姓一揆と打ちこわし」一八八頁
- (11) (12) (13)・年表の(註12)の「求麻川筋運上一件記録書抜」。なお、この求麻川舟運については、拙稿「球磨川の舟運と坂本村」(八代東高校坂本分校郷土研究同好会報)参照
- (14) 角田政治「肥後人名辞典」一八六頁
- (15) 水野公寿「ひとつの義民碑」(『熊本展望』第四号)参照
- (16) 阿蘇郡北部教育会「小国郷土誌」一〇八頁
- (17) 長谷部保正「義民七兵衛」(『熊本日日新聞』昭和五年二月一七日号)
- (18) 禿迷廬「小国郷史」三八八頁
- (19)、(17)に同じ
- (20) 花岡興輝「近世大名の領国支配の構造」一一二頁、七五〇頁
- (21) 生田宏「肥後近世史年表」一三九頁
- (22) この項の引用はすべて、年表の註16の「先例略記」による。
- (23) 山口啓二・佐々木潤之介「体系日本歴史」(4)幕藩体制六一頁
- (24) 細川藩政史研究会編「熊本藩年表稿」一四六―一四七頁
- (25) 熊本県史料集成第一集「肥後藩の政治」七一頁
- (26) 前註(6)に同じ
- (27) 前出「肥後藩の政治」一一一―一二二頁
- (28) 全国的には、江戸時代を通して都市騒擾は年平均二、四件なのが、天明期には一〇、五件と、圧倒的な多さを示している。(青木虹二「百姓一揆総合年表」付録三六頁)
- (29) 前出「肥後近世史年表」
- (30) 「肥後文獻叢書」第一卷一七三頁
- (31) 前註(20)書、各惣庄屋履歴の文化一〇年五月の項
- (32) 大江志乃夫「熊本藩における藩政改革」(堀江英一編「藩政改革の研究」四〇頁)。なお鎌田浩「熊本藩の支配機構」(森田誠一編「肥後細川藩の研究」八三頁)参照。
- (33) 花立三郎「熊本近代史研究の成果と課題」(熊本近代史研究会「近代日本と熊本」二三七頁)。なお、この幕末期の一揆発件数が、本当にこんなに少ないのか疑問である。史料の制約で明らかになっていない事件も多いの

ではないかと考えられる。

- (34) 藩別の一揆発生状況をみると、「石高からいって異常に件数が多いのは宇和島・篠山・上田・新庄などの各藩」で、「これらはいずれも山間地帯を主要な領域としている」藩である。(青木虹二「百姓一揆の年次的研究」二七―三一頁)

- (35) 深谷克己「百姓一揆」(新版岩波講座「日本歴史」、近世3「一一頁」)。なお、村方騒動については「順法的な訴願であって、直接的には領主権力との対立ではない」としながらも、「村請年貢制と不可分な村役人に対する闘争として理解」するならば、「幕藩制国家支配に對する農民闘争として位置づけることができ」る、としている(同書二二―二二頁)。

- (36) 庄司吉之助「百姓一揆」(『ブリタニカ国際百科辞典』(2)二二頁)。

- (37) この点については、現在の常識によって「違法な」訴願のみを百姓一揆とする深谷氏の説には同意できない。江戸時代の農民の意識としては、たとえ「合法的」ではあっても、「御上(おかみ)」に對抗するという面では「越訴」も「愁訴」もそれほど大きなちがいはなかったと思われる。また支配者側は、たとえ「愁訴」の場合でも「徒党」すなわち違法なものとして処罰できたであろう。

- (38) 熊本県史料集成第二二集「明治の熊本」一三六―一三七

頁、同第三集「西南役と熊本」一六五―一六六頁。なお処罰された人数は一二七〇名である(水野公寿「明治十三年矢部郷の騒擾」(熊本近代史研究会「近代熊本」第二号)

- (39) たとえば「伊藤石之助・大塚仙之助の乱」も、重要な事件でありながら、これが「発見」されたのも最近のことである(鎌田浩「天保期熊本藩政と初期実学党」『熊本史学』第四三号所収、松浦玲「横井小楠」九頁以下)。なお、この「伊藤石之助・大塚仙之助の乱」にも六七名の百姓の参加がみられるが、これら農民は、計画については全然知らされていなかった模様なので、百姓一揆(打ちこわし)的な要素はなかったものと考えられる。(別表の註2の「誅伐帳」の關係記事)

寄贈雑誌(1)

史窓(徳島地方史研究会)	5・6
史観(早大史学会)	88―93
史学研究(広島史学研究会)	一二五―一三二
人文学(同志社大人文学会)	一二七・一二八
史元(日本古代史研究会)	19
神道教学論攷―小野祖教博士古稀記念号―	35の2・36の1
史苑(立教大史学会)	22
史学会報	46―50
史泉	一一二―一一三
史淵	一一二―一一三